

一屯に付約五十錢見當なりと謂はる、然れども二十屯内外より百屯以上に至る迄積載量を異にする各船の收入亦自ら高低あるは言を要せず。

六、争議發生の原因

船運賃に就ては大正十五年の協定賃率ありと雖も打續く不況の爲め自然運賃の低落を來し、遂に本年二月大正十五年當時より約一割七分の値下協定をなしたるも尙且つ之れが勵行せられざるのみならず、運送業者中運賃支拂を確實になし得ざる者さへあり之に對して豫ねて船頭組合内部に於て寄々協議中であつたが、歲末荷動きの季節になつたのと最近のインフレ景氣の影響とに依る活況を好機として運送業組合に對し運賃の値上げと其の確實なる支拂を要求して起つたのである。然しなから茲に留意すべき點は運賃値上要求とは謂ふもの、

其の運賃たるや荷主亦は大手筋海運業者より得るところであつて、船屋たる運送業者自身運賃負擔者に非らずして寧ろ船屋は船主船頭と同じく運賃の値上りを希望する立場にあることと且つ運賃に對する三者間の分配率には聊かも觸れなかつたことである。

七、要求事項

船船頭組合幹部は寄々協議の上十二月七日次の事項を關門船運送業組合長に對し要求せり。

- 1、諸物價騰貴生活困難を理由に大正十五年十一月協定運賃に値上（現在の協定率より約一割七分の値上）すること
- 2、運賃支拂を定期的に且つ確實に實行すること

八、争議の經過

右要求に對して運送業組合は直ちに協議の結果、明年一月の